

營團ノ設立及第七十三條第三項ノ命令ニ係ル株式會社ノ解散ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム
第七十七條 朝鮮登録稅令中左ノ通改正ス

第三條ノ三第一項中「朝鮮農地開發營團」ノ下ニ「又ハ朝鮮食糧營團」ヲ、「朝鮮農地開發債券」ノ下ニ「又ハ朝鮮食糧債券」ヲ加フ

第四條ノ六ヲ削リ第四條ノ七ヲ第四條ノ六トシ第四條ノ八ヲ第四條ノ七トス

第七條第七號中「朝鮮農地開發營團」ノ下ニ「朝鮮食糧營團」ヲ、「朝鮮農地開發營團令」ノ下ニ「朝鮮食糧管理令」ヲ、「朝鮮農地開發債券」ノ下ニ「朝鮮食糧債券」ヲ加ヘ「朝鮮農地開發營團令又ハ朝鮮金融組合聯合會令」ヲ「朝鮮農地開發營團令」ノ下ニ「朝鮮金融組合聯合會令」ニ改ム

第七十八條 印紙稅令中左ノ通改正ス

第一條第二項但書中「朝鮮農地開發營團」ノ下ニ「食糧營團債券トアルハ朝鮮食糧債券」ヲ加フ

第七十九條 第二十三條ノ規定施行ノ際現ニ朝鮮食糧營團又ハ類似ノ名稱ヲ使用スル者ハ同條ノ規定施行用セズ

第六十九條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ同項ノ者ニ適用セズ

熱帶醫學研究所官制中改正の件公布

熱帶醫學研究所官制中改正の件は、昭和十八年八月十一日付官報を以て左の如く公布せられた。

熱帶醫學研究所官制中改正ノ件

(昭和十八年八月十日
勅令第六百六十六號)

第三條中「技師 專任一人 奏任」ノ次ニ「助手 專任八人 判任」ヲ加ヘ「技手 專任三十三人」ヲ「技手 專任三十二人」ニ改ム

第六條ノ二 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ第二條第一號及第二號ニ掲タル事務ニ從事ス

第九條第二項中「十一人」ヲ「十五人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本家族制度の昂揚保全方策に關する大政翼賛會の上申

我が國家族制度の中心として日本精神の淵源をなす「家」の組織と思想とを主題として、之が昂揚保全の諸方策を検討せる大政翼賛會は、その結果を取纏め昭和十八年九月三日關係當局に上申したが、之を再録すれば右の如くである。

家の機能と其の重要性

「家」は民族の維持増強、國家の存立發展の上に重大なる機能を營む。即ち「家」は國民の日常生活に於て内心よりの慰安を與へ、國民の明日の活動力を培養す。「家」は貴賤貧富を問はず國民の慰安の源泉たり。國民生活安定の根據たり。國民活力の補給所たるものにして精神的安定を與へる機能を有す。

「家」は國民に物的生活の保障を成すと共に沒我奉仕最も理想的なるものにして奉仕の念を直ちに實踐的に涵養せしむる所なり。

「家の傳統と之の護持發揚

「家」は右の如き重要な機能を營む。而も斯くの如き重大機能を「家」に代りて營み得る機關は到底求め難し。故に萬一にも「家」の生活を破壊するが如き傾向の助長せらるゝことあらむか、國民生活の安定、健全なる道徳の維持、祖孫一體の觀念の啓培、次代國民の養成、長老に對する敬愛の念は著しく阻止さるゝに至るべし。

我國に於て「家」を營む機能が、民族の維持、増強、國家の存立發展よりして重要な以上之の機能を十分に發揚せしむるやう適切なる保護を加ふることは、極

めて緊要なりと謂ふべし。然るに近來我國に於いては、國民が「家」の生活に親しみ、「家」の傳統を保持する上に支障となるが如き事情の次第に多く出現しつゝあることを否み得ざるなり。近代産業の發展と共に、「家」の傳統の最も忠實なる保存所たる農村より離村者の激増せること、浮動常なき都市生活の膨脹、特に老太都市への人口集中、都市に於ける定住性少なき通勤者の增加、俸給生活者、賃金労務者の大量群の發生、近代的教育機關の都市集中、青年子女の向都熱、女子の家庭外職業への就業增加等の諸事情により、古來の「家」に關する傳統は動もすれば破壊若くは絶容せしめられんとしつゝあり。右の如き諸事情の中には、勿論我國の產業の發展上寛に避くべからざる傾向のものなきに非ずと雖、而も其の傾向を其の進行するままに放任し他の方法を講ぜざらむか、古來の「家」も漸く其の機能を喪失し、「家」の生活を通じての國民生活の安定も健全なる國民道徳の維持も亦次第に困難たるに至るべし。斯の時代の趨勢に鑑み時宜適切なる方策と措置を講じ、時局に即して「家」の生活を益、堅實に保全し、「家」をして慈、國民生活に寄與せしむる如き凡る施策を講ずるは、現下特に喫緊のことなりとす。

實行方法

第一 「家」の精神の確立昂揚「家」を中心とする道德の作興

(一) 血統家系の尊重(家の系譜作成)

各自の「家」に於て出來得る限り完全なる「家」の系譜を作成せしめ、之を子々孫々に相傳せしむるやう指導すること。家系譜の作成に當りては遡りて祖先の事跡を究め得るものは可成詳細に之を究

ることを否み得ざるなり。近代産業の發展と共に、「家」の傳統の最も忠實なる保存所たる農村より離村者の激増せること、浮動常なき都市生活の膨脹、特に老太都市への人口集中、都市に於ける定住性少なき通勤者の增加、俸給生活者、賃金労務者の大量群の發生、近代的教育機關の都市集中、青年子女の向都熱、女子の家庭外職業への就業增加等の諸事情により、古來の「家」に關する傳統は動もすれば破壊若くは絶容せしめられんとしつゝあり。右の如き諸事情の中には、勿論我國の產業の發展上寛に避くべからざる傾向のものなきに非ずと雖、而も其の傾向を其の進行するままに放任し他の方法を講ぜざらむか、古來の「家」も漸く其の機能を喪失し、「家」の生活を通じての國民生活の安定も健全なる國民道徳の維持も亦次第に困難たるに至るべし。斯の時代の趨勢に鑑み時宜適切なる方策と措置を講じ、時局に即して「家」の生活を益、堅實に保全し、「家」をして慈、國民生活に寄與せしむる如き凡る施策を講ずるは、現下特に喫緊のことなりとす。

むるは勿論、其の事跡の湮滅せるものは此際自ら中興の始祖となるの氣概を以て新たに良き「家」の傳統創始に努むること。

(二) 軍神、勇士の「家」の表彰

軍神を始め武勳赫々たる勇士を出したる「家」を表彰する」と。勇士と共に、其の「家庭」を表彰するは「家」の精神を顯揚する上に至大の效果あるべし。

(三) 斷絶したる名譽の「家」の再興

奉公の爲に其の子孫を失ひ、繼嗣なくして断絶したる「家」又は断絶の惧ある「家」に就ては、近親鄉黨相倚り相扶けて其の「家」の再興又は存續を圖ること。

(四) 家風の醇化(家記の作成)

「家」の永続的發展を開ると共に、祖孫を一貫する努力の繼續と家族の全員を擧げての切磋琢磨とによって、益、家風の醇化健全なる家風の振作に努むること。一家の者の業績を順次記録に認め、之を家寶として保存せしめ、斯の記録を通じて健全なる家風を振作せしめ、以て「家」の精神的統一に資する必要あり。近時軍方面は勿論、生産方面、文化方面等に於て國家に貢獻したる人士を出せる家庭は、極めて多きを以て之等の人士の業績を家記に採録すること。

(五) 家憲家訓(家憲家訓の蒐集編纂)

(六) 家業尊重の精神昂揚

(一) 「家」を中心とする教育の振興

特に一家に於ける母親の子女養護に對する責任に堪へ得るやう十分の教養を與ふること。

全從業員が家庭的和樂の雰圍氣の裡に協同し得るが如き作業環境を造成せしむること。

(一) 家庭教育と學校教育との緊密化

(二)

(三) 「家」を中心とする子女の撫養

(四) 女子教育特に其の家事教育の刷新

學校教育の教科内容に「家」に關する教材を可成豊富に採り入れ、特に家事教育に於て家政、育児其の他日常生活の合理的處理並に科學的知識を教ふると共に、「家」の傳統行事に關する教科を加へ之に就ての適切なる實踐的指導を與ふること。

(五) 都市に修學する青年子女に對する指導

適切なる生活指導を行ひ情味ある餘暇善用の方法を教へ、本來の「家」を忘却せざるやう格別の指導措置を講ずること。

第三 「家」を中心とする祭祀及び行事の復活

(一) 祖先祭祀の勵行

(二) 冠婚葬祭等行事の勵行

(三) 子女中心の行事復活

第四 都市生活と「家」の問題

(一) 定住居の尊重

(二) 適切なる住宅政策の確立

(三) 神棚、佛壇の設備

(四) 都市在住青年に對する指導

寄宿舎、合宿、下宿等に宿泊し「家」本来の生活に直接觸るる所なき青年子女に對しては、其の場所に兩親の寫眞、父祖の靈位を安置せしめ之を居常拜禮する習慣を養はしむること。

第五 工場制度の「家」の問題

(一) 事業一家の精神顯揚

全從業員が家庭的和樂の雰圍氣の裡に協同し得るが如き作業環境を造成せしむること。

(二) 「家」を中心とする勤労管理の確立

我國の勤労管理に飽遼も「家」の觀念を中心とし、其の管理の対策は獨り職場に働く工員のみに止まらず、其の工員の家族をも廣く包含し、生産の現場は固より生活全面に亘つて懇篤なる管理を徹底せしむること。

(三) 「家」を中心とする青年工の輔導

工場寄宿舎、合宿所等に於て物的設備のみならず特に家族的雰囲氣の醸成に留意すること。寮長、舍監、寮母の人選に就中特に家庭的な適任者を得るに努むると共に輔導員組織の活用を圖ること。

(四) 「家」を中心とする福利厚生の施設

(五) 「家」を中心とする工場事業場と地元町村の一體化

(六) 「家」と隣組の關係

工場事業場とその地元町村との一體化を促進し生産上、生活上兩者の關係を一層緊密ならしめ、相互の協力態勢を強化するに努むること。今日工場、事業場とその地元町村とは往々相互に無縁の存在と化し、甚しきは兩者の間に摩擦相剋の因を成せるもの亦必ずしもなしとせず。仍つて、例へば工場、事業場の福利厚生施設を開放して其の利用による恩恵を地元民にも均霑せしめ、或は地元住民の労力奉仕を活用して工場、事業場の生産增强を圖る等の措置を講じ、努めて兩者の緊密なる關係を樹立し、工場、地元を擧げて一家の風潮を醸成するに努むること。

(六) 産業戦士家族の顯彰

産業戦士に対する表彰制度に於て當該産業戦士

個人の表彰に止まらず、其の家族をも併せて顯彰する方途を講ずること。

第六 戰時生活下に於ける「家」の問題

- (一) 女子の就労と家庭生活との調和
- (二) 未婚勤労女性の保護の徹底
- (三) 女子に對する勤労管理の確立

「家」を中心とする女子の特性に鑑み國家的に之に對する勤労管理の基準を確立し、且管理施設の完備を圖ること。

(四) 生活の協同化と「家」の問題

生活協同化の方法並に之が運営の精神に就き深き検討を遂げ、飽遼も「家」を中心とする生活の協同化を圖ること。

(五) 衣料切符其の他配給制度の改善

タイ國新領土に關する日本國タイ國間條約の成立

大東亜共榮圏の一環をなす「タイ」國に對して新たに新領土を供與する日本國タイ國間條約の成立については昭和十八年八月二十日情報局より左の如く發表せられた。

情報局發表

本年七月四日の東條内閣總理大臣及「ピーブン」「タイ」國內閣總理大臣間會談に引續き日「タイ」兩國政府間に於いて「マライ」及「シャン」地方に於ける「タイ」國の領土に關する日本國「タイ」國間條約締結方に付交渉中なりし處、今般右條約案文の妥結を見、八月二十日「バンコック」に於いて特命全權大使坪上貞二と「タイ」國内閣總理大臣兼外務大臣事務管掌元帥「ピーブン・ソンクラム」との間に右條約の署名調印を了せり。

「マライ」及び「シャン」地方に於ける「タイ」國の領土に關する日本國「タイ」國間條約

大日本帝國政府及び「タイ」王國政府は

兩國緊密に協力して米英兩國に對する共同の戰争を完